

越谷市空家等対策計画(素案)に対する意見公募の結果と市の考え方について

1. パブリックコメントの概要

- (1)実施期間 平成30年(2018年)11月29日(木)から平成31年(2019年)1月6日(日)まで
- (2)周知方法 広報こしがや平成30年12月号、市公式ホームページ、意見箱設置場所で周知
- (3)意見箱設置場所 建築住宅課、情報公開センター、各地区センター

2. 意見総数

- (1)応募者数 : 2名
- (2)応募手段 : メール及び意見箱へ投函
- (3)個別意見数 : 2件

3. ご意見と市の考え方

No.	章	頁	項目	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	4	P42	予防対策	空家対策の一環として、越谷市内の土地所有者及び建物所有者は登記を必ず行うように義務付けることを計画に盛り込むべきではないでしょうか。	本市においては、42頁の施策番号2-(1)-6に記載のとおり、適切な登記の必要性の周知を図っております。また、現在、国において、登記制度の在り方等に関する検討を行っており、法が見直しされた段階においても、新たな制度等に関する周知を図る予定です。
2	4・5	P40・P54	実施体制	人口が減少するなか、増加する空家を放置することが、街の衰退につながり、火災や犯罪の温床になり得ると考えられます。空家対策を行ううえで、税制や法整備等の課題がある中、条例等の整備により強制力をもった対応を期待します。また、空家を管理することが重要であることから、空家管理人等の制度をつくり、管理しながら最終的な対処をしていくことが必要と思います。	現在、管理不全な状態が放置され、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空家等所有者等に対しては、空家法に基づき、助言又は指導等の措置を行っており、一定の段階以降の措置は強制力をもって対応することとなります。また、空家条例に基づき、危険な状態となることが切迫し、所有者等が不明な空家等に対しても、応急措置を行っております。 空家管理人等の制度については、40頁の施策番号1-(2)-2に記載のとおり、管理代行業者等の紹介を行うとともに、多岐にわたる空家等の問題に対しては、54頁に記載のとおり、法律・不動産等の各種団体と連携を図り、相談体制を構築することで、取り組んでまいります。